

ひとり親家庭支援の効果的な推進について

1 ひとり親家庭の現状と課題

(1) 本市のひとり親家庭数（H27 国勢調査） ※母又は父と20歳未満の児童がいる世帯

- ・ひとり親世帯数 母子 7,323世帯 父子 1,305世帯 全世帯の1.2%（平成27年 国勢調査）
- ・児童扶養手当受給世帯数 6,530世帯（平成29年3月末）

児童扶養手当を受給していない世帯（ひとり親世帯の11.8%）		
児童扶養手当受給世帯 （ひとり親家庭の88.2%）	生保受給世帯でない	75.3%
	生保受給世帯	24.7%

(2) ひとり親家庭の状況

- ・ひとり親家庭は、**経済的に厳しい状況**に置かれており、**仕事と家庭を一人で担う**ことから、子どもと過ごす時間も少なく、**家庭内でしつけや教育等が行き届きにくい**。
- ・子育ての負担感も強く、**孤立**した状況に置かれると**児童虐待のリスク**が高まる。
- ・子どもも、家庭の状況の影響を受け、**将来の希望を実現しようとする力が獲得できない**。

① 低所得で経済的に厳しい状況にある

	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯
平均総所得	707.8万円	270.3万円	—

（平成28年国民生活基礎調査）

※ひとり親世帯の相対的貧困率は**50.8%**（世帯全体の相対的貧困率は**15.6%**）（平成28年国民生活基礎調査）
 （「川崎市子ども・若者生活調査」では、ひとり親世帯のうち貧困線を下回る世帯**42.9%**）

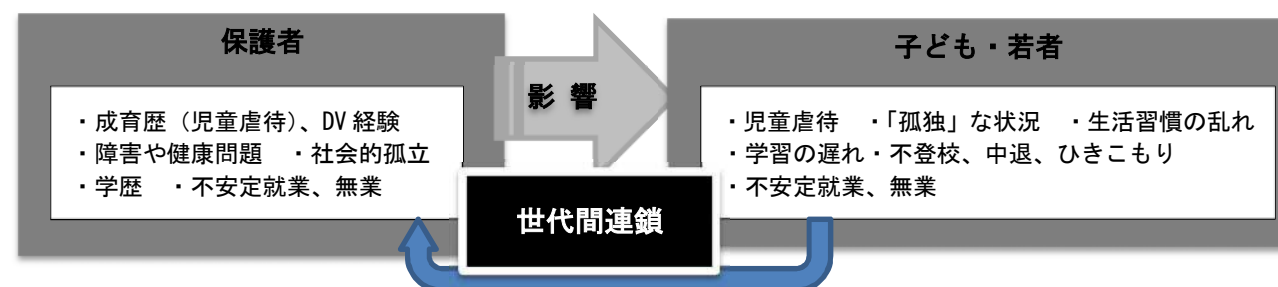
※母子世帯の**81.8%**は就労しているが、そのうち**43.8%**は非正規就労（平成28年全国ひとり親世帯等調査）

② 仕事と家庭を一人で担うため、子育てに余裕がない

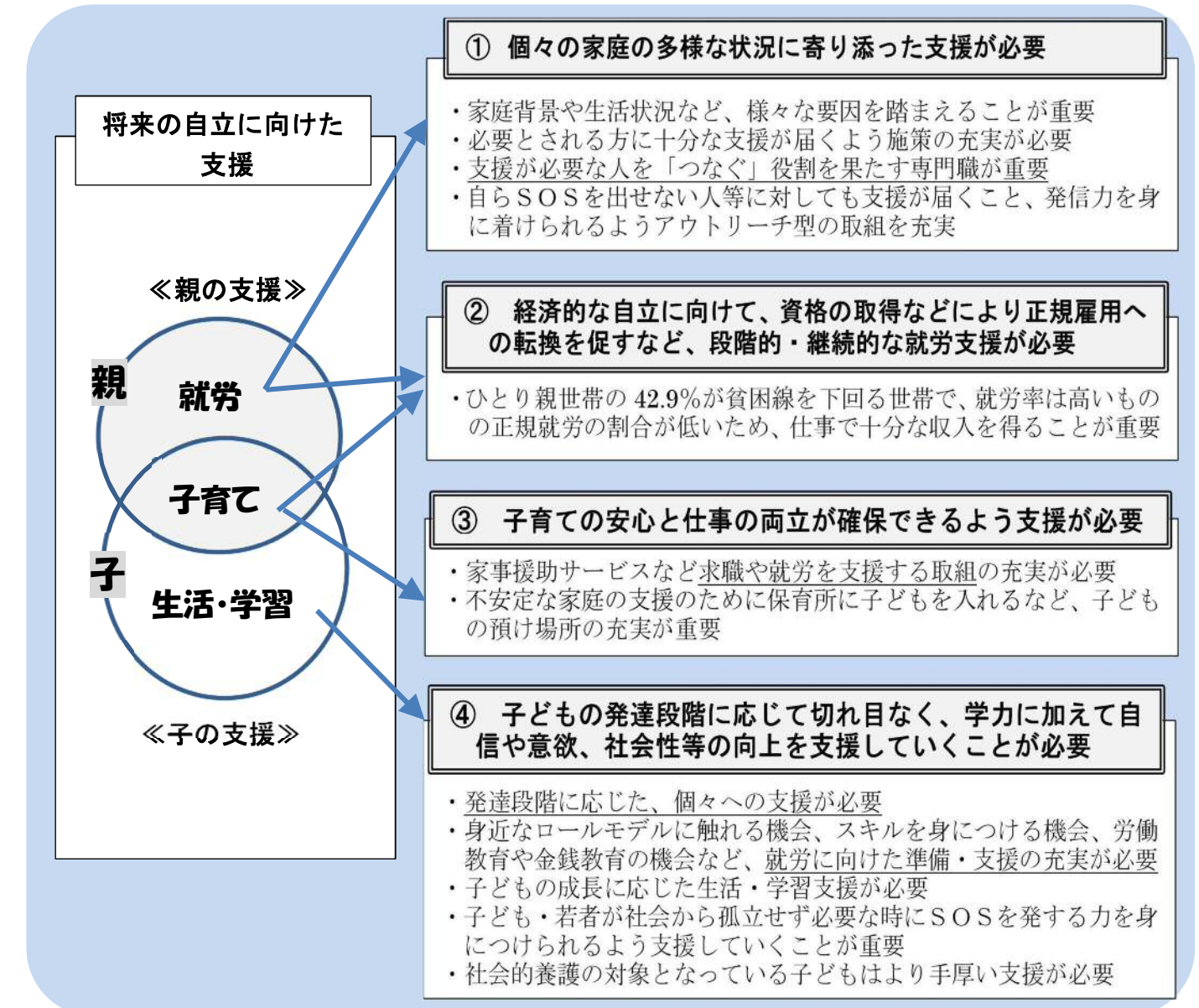
	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯
平日1日あたり子どもと過ごす時間が2時間未満	8.8%	16.9%	32.1%
核家族世帯で週3回以上孤食となる子どもの割合	9.0%	21.1%	37.9%
保護者にうつ傾向がみられる割合	(母)7.0%	26.5%	12.7%

（平成23年労働政策研究・研修機構「子どものいる世帯の生活状況及び保護者の就業に関する調査」）

③ 親の抱える困難が子どもへ引き継がれる「世代間連鎖」



(3) 「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果等を踏まえた支援の視点



ひとり親家庭の自立に向けた目標

- 親** 将来、児童扶養手当がなくなっても就労できるようにする。
- 子** 将来の目標を持ち、それを実現する力を身につける。

- 困難な状況に置かれたひとり親家庭の親子に対し、
個々の家庭が抱える課題に寄り添い、総合的に支援することが重要
- 現在の支援施策を点検し、総合的・効果的に取組を推進していく必要がある。

2 ひとり親家庭支援施策の現状

経済的支援 (手当・助成など)

- ◆児童扶養手当
- ◆ひとり親家庭等医療費助成
- ◆福祉措置による特別乗車証交付事業※
- ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業

生活支援

- ◆ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ◆母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業

就労・自立支援

- ◆資格取得にかかる給付金等事業
- ◆自立支援プログラム策定事業
- ◆母子家庭等就業・自立支援センター

《※福祉措置による特別乗車証交付事業について》

◆制度の概要

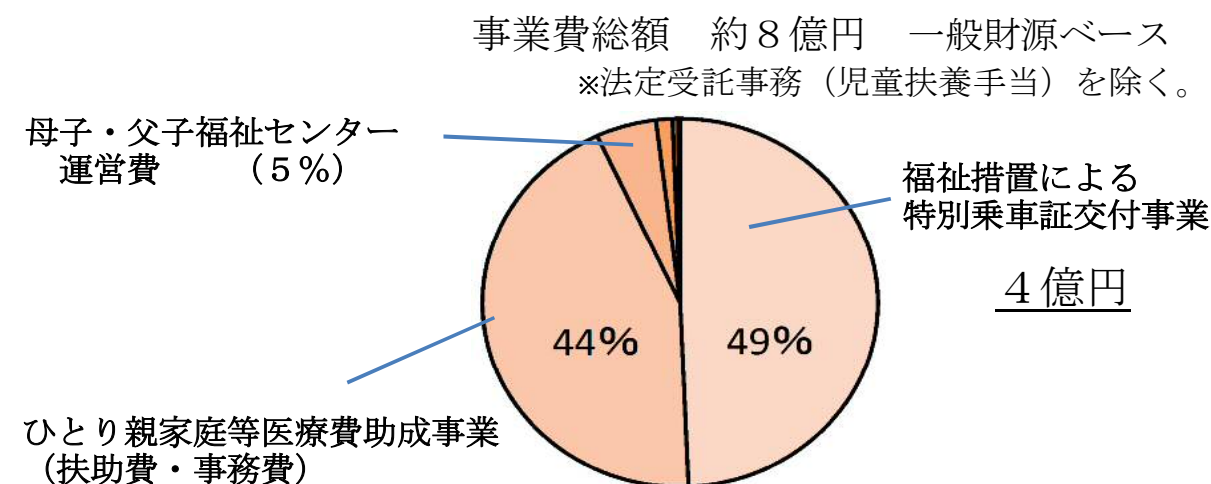
昭和42年より実施している特別乗車証交付事業は、交付対象者からの申請に基づき、交付された特別乗車証を提示することにより、川崎市営バスに無料で乗車できる定期乗車券を交付するものであり、児童扶養手当を受給している者の属する世帯のうちの一人に交付している。(平成28年度配布数4,173枚)

- ・特別乗車証単価 月額8,740円/枚 = 年額104,880円/枚
- ・交付率 児童扶養手当受給者のうち 約64%

◆利用実態 (平成28年度実施 アンケート)

- 民営バスは利用するが市営バスは利用しない 23.4%
- 利用目的
 - ・買い物 25.2%
 - ・レジャー・余暇活動 22.8%
 - ・通勤 12.3%
 - ・通院 12.2%
 - ・通学 11.2%
 - ・就職活動 1.6%
 - ・その他 12.1%
 - ・無回答 2.6%

◆ひとり親家庭支援事業費に占める割合



3 今後の方向性

ひとり親家庭への支援施策を点検し、現状と課題を踏まえ、
ひとり親支援施策の効果的な推進に向けて、特別乗車証交付事業を見直しながら、施策全体の再構築を行う。

《再構築の基本方針》

- 貧困の連鎖の防止に向け、自立支援の推進に重点を置く。
- 福祉措置による特別乗車証交付事業については、目的や効果が明確な事業に転換する。
- 対象者の視点に立った制度設計を行う。

《推進を検討する取組》

◆相談支援ニーズの把握と支援強化

- ・家庭の状況に応じた支援施策の提供
- ・個別専門相談(法律相談・家計相談)の拡充

◆正規就労に向けた就労支援の強化

- ・就職に有利な資格取得に向けた支援の充実
- ・求職活動に対する支援の充実

◆就労を支える子育て支援の充実

- ・家事や子育てを支援するヘルパー派遣事業の拡充

◆子どもの将来の自立に向けた支援の充実

- ・小学生に対する生活・学習支援事業の拡充
- ・中学生に対する学習支援事業の実施
- ・高校修学にかかる交通費の助成

平成31年4月以降 推進すべき取組を順次実施していく

ひとり親家庭等生活・学習支援事業の取組状況について

(1) 事業概要

① 目的

- ひとり親家庭特有の課題に配慮し、地域の中で学習や食事などを提供することにより、学習習慣も含めた基本的な生活習慣の習得を支援し、子の生きる力を養う。
- 親以外の大人と触れ合う機会をつくり、子どもと地域とのつながりづくりを行う。
- 家庭の生活向上に向けた支援を行い、親の生活や育児に関する負担や不安を軽減する。

② 対象

ひとり親家庭の小学3年生から6年生までの子どもとその親

ただし、ひとり親家庭以外でも本事業による支援が必要な児童及びその親を対象にすることができる。また、小学1年生及び2年生の兄弟についても、併せて支援の対象とすることができる。

③ 実施日・時間

週2回、原則16時～20時

④ 定員

20名程度

⑤ 支援内容

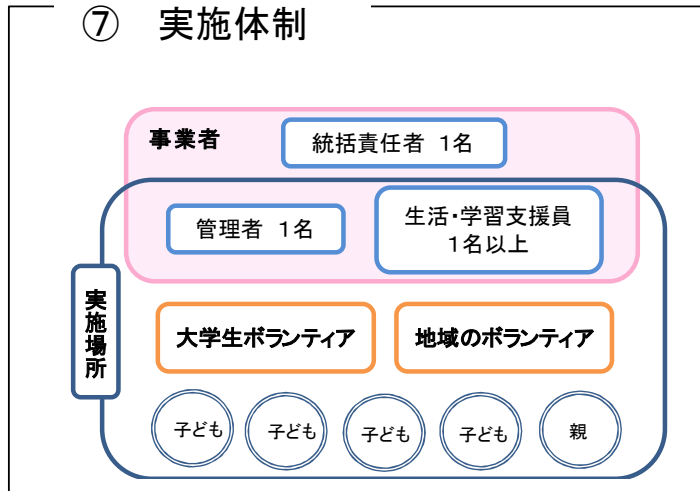
- ・ 基本的な生活習慣の習得に向けた支援
- ・ 家庭での学習習慣の定着に向けた支援
- ・ 遊びやものづくりなどを通じた交流事業
- ・ 食事に関する体験
- ・ 保護者の孤立防止に向けた支援

⑥ 利用料

無料

ただし保護者の食材料費の実費相当額について負担を求めることができる。

⑦ 実施体制



(3) 関係機関との調整状況

① 実施場所の施設管理者等との調整と地域への周知

実施地域の中で、週2回活用可能な調理設備がある施設を選定し、実施場所の施設管理者である町内会や住宅の自治会、指定管理者等に協力を依頼し、利用条件や施設設備の活用等について調整を行いながら、本事業の趣旨を周知
社協や地区母子寡婦福祉会、大学等にはボランティアの募集について協力を依頼

地域で
みまもる

② 食事の提供にかかる衛生管理

健康福祉局食品安全課や区役所衛生課の助言を参考に作成した衛生管理の基準を事業者を提供し、安全に食事を提供し、衛生管理を徹底

食事の
安全確保

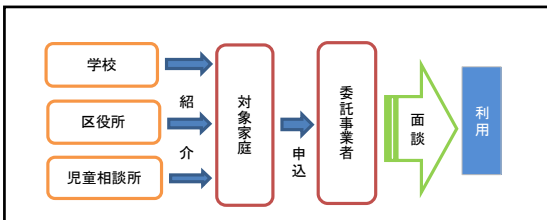
③ 対象となる児童を把握している関係機関との連携

日常的に子どもや家庭の状況を把握している学校、区役所、児童相談所等から対象家庭にアプローチし、支援につなげることができるよう関係機関との連携を強化。また、事業の実施状況を共有していく。

- ・ 実施場所周辺の学校計7校
(校長、児童支援コーディネーター)
- ・ 区役所
(地域みまもり支援センター・児童家庭課・保護課)
- ・ 児童相談所
- ・ 民生委員児童委員協議会

支援に
つなげる

【事業利用の流れ】



(2) 実施場所と委託事業者

実施場所は市が用意し、プロポーザル方式により選定した団体に事業委託して実施

<川崎区>

大師地区内町内会館

社会福祉法人 カメリア会

(母子生活支援施設を運営)

<高津区>

橘地区内市営住宅集会所

社会福祉法人 川崎愛児園

(児童養護施設、児童家庭支援センターを運営)

<多摩区>

老人いこいの家

社会福祉法人 厚生館福祉会

(保育所、乳児院、児童家庭支援センターを運営)

(4) 事業の推進について

平成29年10月から事業を開始したが、実施場所ごとに児童の利用登録は2～4名となっている。

学校や区役所等では、支援が必要な家庭を他にも把握していることから、学校の児童支援コーディネーターや区役所等から継続的な働きかけを行いながら事業の利用を促していく取組を引き続き行っていく。

また、親の疾病、恋愛、突然の他界等で家庭の状況が不安定になったり、いわゆる「小1の壁」といったような子どもの環境変化が大きい小学1、2年生への支援の要望があり、委託事業者と相談しながら個別に対応を協議している。

今後も、本事業の実施状況を検証しながら、取組の充実を図っていく。